

登別市立保育所民間委託に係る応募に関する質問回答書

令和元年8月29日

質問項目	内 容	回 答
嘱託・パート職員の経験年数について	職員配置計画表の作成及び予算書作成に必要となるため、現在登別市立保育所に勤められている嘱託・パート職員の資格・経験年数について提供いただきたい。	<p>職員配置に当たっては、募集要項でお示ししています「保育所運営の条件」に基づき配置してください。</p> <p>なお、参考として現在登別市立保育所に勤務する嘱託員及び臨時的任用職員の資格及び経験年数等を提供いたします（別紙「嘱託員及び臨時的任用職員の資格及び経験年数等」）。</p>
保育所の児童数について	<p>職員配置計画表の作成及び予算書作成に必要となるため、4月1日現在の入所児童数からの増減と、委託期間の児童数をどのように想定されているのか。</p> <p>記入例の児童数100名等の例に習い、3年間の職員配置・予算書を作成するということが理解してよろしいのか。</p>	<p>職員配置については、職員配置計画表の裏面の児童数88名を想定して職員配置・予算書を作成してください。</p> <p>※8月27日現在の入所児童数は87名。</p> <p>なお、栄町保育所の入所児童数の想定は、過去6年の実績から91名程度を見込んでおります（「公立保育所民営化方針」参照）が、受け入れ体制が整備されている場合は、さらに増加する可能性があります。</p>
職員向け説明会について	高齢者との交流事業等での市バスの利用は可能なのか	世代間交流等での市バスの利用についてですが、委託料として1回当たり42,000円を支払うことを予定していますことから、原則、受託事業者の対応となります。
民間給与改善費について	民間給与改善費の取り扱いはどうなるのか	<p>民間施設給与等改善費については、公定価格を算定する際の処遇改善加算等に該当するものと思われます。委託料は、処遇改善等加算を含めてお支払いします。</p> <p>なお、処遇改善加算等の詳細については、別紙「施設型給付費等に係る処遇改善等加算について」を参照してください。</p>

質問項目	内 容	回 答
収入について	<p>人件費と経費の支出が91,000～99,000千円になるが、委託料は86,200千円で12,800千円ほどははじめから赤字になるが委託料以外の収入補填はあるか？</p>	<p>平成28年度～平成30年度の幌別東保育所の運営経費（人件費と経費）は、市が直接運営している保育所の一例としてお示しするもので、保育所運営に関して支出した費用の総計（人件費を除く）から一保育所の平均値を算出したものと幌別東保育所の人件費を合わせたものであります。</p> <p>この費用は、ご指摘のとおり91,000千円～99,000千円程度となっており、平成31年度4月の入所児童数で1年間を積算した公定価格（委託料）は86,200千円となります。</p> <p>今回、さらに比較をしやすいよう平成30年度において、幌別東保育所を受託した場合の収入（公定価格）を積算したものをお示しします。</p> <p>平成30年度の一般的な運営経費と平成30年度の入所児童数で積算した公定価格で比較した場合、平成30年度の平均入所児童数は104人であったことから、公定価格は102,276千円（別紙参照）となり、一般的な運営経費は98,876千円でありました。</p> <p>幌別東保育所につきましては、平成28年度末に3歳未満児の受け入れを拡大するために保育室等の改修を行っており、平成29年度は100人～109人（平均107人）、平成30年度は100人～107人の児童を受け入れていました。</p> <p>また、本年度は4月1日の入所児童数は91人でありましたが、8月26日現在は98人となっています。</p> <p>現在、多くの待機児童が発生しておりますことから、保育所の受け入れ体制が整った時点で順次受け入れていきたいと考えています。</p> <p>なお、公定価格以外の収入につきましては、3歳以上の副食費をお支払いすることとしています。</p>

		<p>また、その他の支出については、先にお示ししました普通保育所運営管理経費の負担者欄に「市」と記載のある経費は市が負担することとしています。</p>
定員について	<p>現在の定員が 120 名で実員は 96 名であることから 80 名定員の 120%以内の運営で対応は可能か？</p>	<p>幌別東保育所は平成 29 年度から 100 名を超える児童を受け入れており、本年度も 100 名を超えることを予測しています。</p> <p>定員の設定につきましては、保育の必要な児童の見込みとその確保策、今後の児童の推計から定めることとしており、本年度予定している子ども・子育て支援事業計画策定の中で検討していくこととしていますことから、現時点で定員の変更を確約できるものではありません。</p>
委託料について	<p>委託料の以外に収入の補填が無い場合、令和 2 年度より移譲する方向も検討できるか？</p>	<p>公立保育所の民営化につきましては、「公立保育所民営化方針」に基づき進めることとしております。</p> <p>民営化につきましては、段階的に民営化へ移行することとしており、第 1 段階として運営委託、第 2 段階として民営化（移譲）する方針ですので、現時点においては、令和 2 年度は運営委託のもとに進めてまいります。</p>